

源泉徴収・キャッシュフロー・情報

—税と社会保障の一体改革を展望して—

一橋大学国際・公共政策大学院教授 渡辺 智之

所得課税における源泉徴収はキャッシュフローの問題であると同時に情報と情報システムの問題でもある。特に、給与所得に関する源泉徴収に関しては、年末調整で終了するために納税者が税務署に直接申告しない（情報を送らない）場合でも、源泉徴収票等のやりとりに伴う情報の流れが存在する。源泉徴収の特色は、納税義務者と課税当局以外に、源泉徴収義務者が介在し、納税義務者・源泉徴収義務者・課税当局の間で、キャッシュと情報のやり取りが行われることである。また、課税プロセスで必要となる膨大な情報の処理は、情報技術の利用によって理論的には可能になるが、そのためには情報インフラ（狭義のハード面における情報システムだけでなく、納税者番号制度のようなソフト面・制度面のインフラも含めて）が重要な役割を果たす必要がある。本稿は、給与所得に対する源泉徴収における情報のやり取りに焦点を当てつつ、源泉徴収や年末調整の機能と効果を検討するとともに、税と社会保障の一体改革に向けた問題の一端を考える試みである。

I 課税システムと情報フロー

以下では、まず、課税プロセスにおける情報の流れを明示的に考えつつ、源泉徴収を含む給与所得への様々な課税方式の比較及び若干の関連する問題についての検討を行っていくこととしたい。課税方法の比較検討においては、キャッシュフローのあり方とともに、情報の流れ（以下では、「情報フロー」と呼ぶことにする。）がどのようになっているのかを考察する必要がある。

ある。情報の有無とその正確性は、課税の実効性に決定的な影響を及ぼすからである。

具体的な例として、あるサラリーマン（C）が企業（B）から、ある期間にXの金額の給与を支払を受け、その給与に係る所得税を課税当局（G）が徴収するという状況を考える。税率はtであり、nの金額の所得控除が認められる。このnは、例えば、Cの扶養家族の人数によって決まるものとする。すなわち、BがGに支払う所得税額は

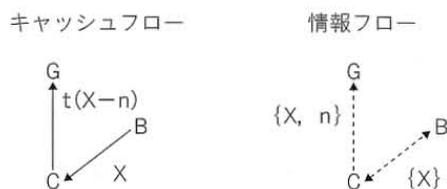
$$t(X - n)$$

となる（一般的には、tは必ずしも一定と考える必要はなく、tを所得税負担を算出する関数を示していることにしてもよい。また、nについても、必ずしも人的控除に限定する必要はなく、当該サラリーマンの所得税負担に影響するサラリーマン個人に関する情報一般であると考えもよい。なお、この場合、租税の関数の形としては、 $t(X, n)$ と表示する方が適切であろう。以下では便宜上、 $t(X - n)$ （tとnは定数）という特別な場合について議論を進めていくこととするが、関数形をより一般的なものにしても議論の内容は変化しない。）。

図1を参照されたい。図1は、CがGに申告

図1：キャッシュフローと情報フロー

BからCに給与Xを支払い、CがGに申告納税



納税する（源泉徴収や年末調整は行われ
ない。）、という前提で描かれている。図1の左の
図はこの場合のキャッシュフローを実線の矢印
で示している。すなわち、BからCにXの給与
が支払われ、CはXの給与支払に係る所得税額
である $t(X-n)$ をGに納付する。図1の右
の図は、その際の情報フローを示している。情
報フローは、点線の矢印で表されている。また、
情報の内容は { } で囲んだ中に示されている。
BとCの間では、給与水準Xについての共通認
識があるはずだから、BとC間の矢印は相互に
向いている。また、CはGに対して、自分の給
与についての情報と扶養家族についての情報、
すなわち {X, n} を開示することになる⁽¹⁾。
CからGへの点線の矢印は、申告書の提出に伴
う情報フローを示す。

ここで、図における矢印の意味を確認して
おきたい。キャッシュフローに関する実線の矢印
が例えば

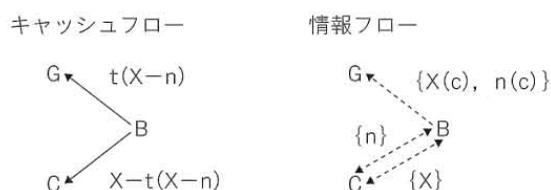
$P \rightarrow Q$

となっているとき、QはPに対して支払請求権
がある、ということの意味する。同様に、情報
フローに関する点線の矢印が例えばPからQに
向いていれば、QはPに対して情報を開示させ
る権利を持つ、あるいは、QはPに対する情報
アクセス権を持つ、ということの意味する（例
えば、PはQに申告書を提出する義務がある、
ということは、情報ネットワーク上で考えれば、
QはPに対して、申告書に含まれる情報へのア
クセス権を持つ、ということである。）。図1に
おいては、GはCに対して、Xとnについての
情報アクセス権を持つとともに、 $t(X-n)$
だけの金額の支払に対する請求権があること
になる⁽²⁾。

現行の日本の制度においては、サラリーマン
は給与に対する所得税を源泉徴収されており、

図2：年末調整が行われる場合

(源泉徴収が行われることは前提)



かつ、多くのサラリーマンについては、勤め先
の企業（源泉徴収義務者）による年末調整によ
って所得税の課税関係は終了する。この状況を
示したのが図2である。キャッシュフローとし
ては、Bが源泉徴収した税額をGに納付し、B
からCへは、税引き後の給与が支給される。図
2において注目すべきは、情報フローである。
給与水準に関する情報 {X} は、図1の場合と
同じく、BとCで共有されているが、BがCに
関する年末調整を行うための計算をするには、
Cの給与に関する情報 {X} だけでなく、Cの
扶養家族に関する情報 {n} を入手する必要が
ある。言い換えれば、年末調整の仕組みが機能
するためには、BがCに関する個人属性情報を
Cから得る権限を持っていなければならない。
また、図1と図2を比較すると明らかなように、
Cに関する情報 {X, n} は、図1では、Cか
らGに直接流れるのに対し、図2ではCからB
を経由してGに流れる⁽³⁾。したがって、図1
の場合は、BはCに関する個人属性情報 {n}
を入手する必要がなく実際入手していないが、
図2の場合はそれを入手することになる。

図2におけるCからBへの情報フロー {n}
は、実際には、「給与所得者の扶養控除等（異
動）申告書」⁽⁴⁾の提出に相当している。同申告
書には、控除対象配偶者の氏名・生年月日・職
業・住所のほか、その年の所得の見積額も記載
することが求められている。配偶者の所得水準
によっては、配偶者控除の対象とならない場合
もあるからである⁽⁵⁾。同申告書にはまた、扶
養親族の氏名・続柄・生年月日・職業・住所・
その年の所得の見積額、さらに、家族に障害者
がいる場合はその旨を記載すること等が求めら
れている。これらの情報は、企業が年末調整を
行うために必要な情報であるが、従業員に対
してこのように詳細な情報を企業に開示するこ
とを求めることが、個人のプライバシーの観点
から適切なものかどうかという論点はあり得よう
(従業員による企業への情報開示は、課税当局
による徴収確保の観点からだけではなく、企業
自体の観点からも一定のメリットがあるのかも
しれないが。)

また、図2から、実効性ある課税方式として

の年末調整方式の限界も見て取れる。年末調整の仕組みが有効に機能するには、Cがそのほとんどの所得をB（という一つの企業）から得ている、という前提が必要である。CがB以外の企業等（D）から所得を得ている場合、DからCへの支払情報をBが得ることは困難であり、Cの全所得に対する所得税額をBが精算することは不可能である。人々の勤務形態が流動化するに従って、年末調整のみに頼った課税は次第にその実効性を失っていき可能性が強い。このように、現行の年末調整制度は、所得課税の中で重要な位置を占めているが、企業の事務負担という明示的な問題の他に、勤務形態の流動化とプライバシーに関連した潜在的な問題点を含んでいる⁽⁶⁾。

図3：源泉徴収の機能

(利子には20%の源泉分離課税が行われる前提)

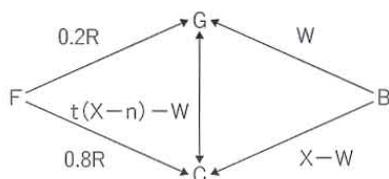
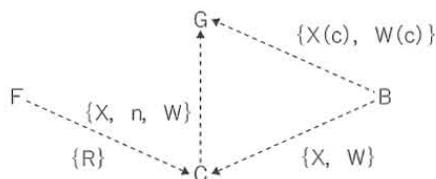


図4：源泉徴収と情報フロー



次に、(年末調整とは切り離された)源泉徴収の機能を確認するために、図3及び図4を参照されたい。ここでは、サラリーマン(C)が企業(B)から得る給与(X)に対する課税とともに、金融機関(F)から得る利子(R)に対する課税も示している。すなわち、まず、図3のキャッシュフローを見ると、Bは給与XからWだけの源泉徴収を行い、源泉徴収後の金額(X-W)をCに支給する。ここで、BはCに関する個人属性情報{n}を得ていないために、源泉徴収額は最終的な所得税額とは異なったものになっていることに留意されたい。Bによる源泉徴収後、CはXに対する最終的な所得税額(t(X-n))と源泉徴収額(W)の差額をGに申告納付する(なお、源泉徴収された額が最

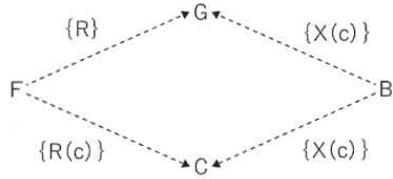
最終的な所得税額よりも大きい場合には、申告によって還付が生じる。このため、図3におけるGとCとの間の矢印は両方向に向かっている。)。また、CはFからRの利子を得るが、利子には20%の源泉分離課税が適用されるので、Cが得る税引き後利子は0.8Rである。このように源泉徴収があると、BやFからGへのキャッシュフローが生じる点で、源泉徴収なしの申告納税のケース(図1)とは状況が大きく異なる。

次に図4で源泉徴収が行われる場合の情報フローを確認すると、まず、給与Xに関しては、Cから、{X, n, W}の情報を含んだ申告がGに対して行われる。ここで、源泉徴収Wについての情報を除くと、状況は図1の申告と同じである。このように、(年末調整を伴わない)源泉徴収自体はキャッシュフローに関する仕組みであり、CとGの間のXとnに関する情報フローについては、申告納税の場合と基本的に変わらない。特に、Cに関する個人属性情報{n}は、Gのみが入手し、Bは入手しない⁽⁷⁾。

なお、利子Rについては、源泉分離課税の適用が想定されているため、FからGへは、個々のCに対していくらの利子を払ったかの情報を送る必要は原則としてない。また、CからGにRに関する情報を提出する必要もない。このように、源泉分離課税は年末調整同様、CとGとの間の情報のやり取りを不要にするが、さらに、個人別のRに関するFからGへの情報伝達も原則として不要にする⁽⁸⁾。このことは、利子に対する源泉分離課税が一律20%であることによって可能になっている。

図1と図4の情報フローを比較した場合の大きな違いは、図4においては、BからGへの情報の流れがあることである。この情報の流れは、源泉徴収Wに伴うキャッシュフロー自体によって必然的に生じるものではない。これは、給与に関する源泉徴収票がBからGに送付される仕組みに伴って生じる情報の流れである。BからGへの、Cの給与水準Xに関する情報{X(c)}、及び「Cから源泉徴収した金額」に関する情報{W(c)}の流れは、源泉徴収そのものではなく、源泉徴収票のような支払調書の存在によって生

図5：支払調書の機能



じるのである。

給与の支払調書そのものの情報機能に関しては、図5を参照されたい。図5においては、必ずしも源泉徴収の存在を前提とせず、支払調書のみが存在した場合の情報フローが示されている⁽⁹⁾。支払調書の存在自体は、キャッシュフローには影響しないが、情報フローを変える。申告納税の場合であっても、支払調書があれば、すなわち、図1に図5を組み合わせれば、課税の実効性が向上すると期待される。支払調書の存在によって、GはXに関する情報を、Cだけでなく、Bからも得られるからである。

表1：情報の入手先

- ・課税当局（G）が、各種情報をC（納税者）から得るのか、企業（B）（又は金融機関（F））から得ているのか？

課税方式	X(取引情報)	n(個人属性情報)	W(源泉徴収)
確定申告	C	C	なし
支払調書	B & C	C	なし
源泉徴収*	B & C	C	B
年末調整	B	B	B
源泉分離**	F	不要	F

* 年末調整のない源泉徴収を想定している。

** 利子に対する源泉分離課税を念頭に置いている。

課税当局Gが各種の情報をどのような主体から得ているのかを一覧表にしたものが、表1である。ここでは、X(給与額等の取引情報)、n(扶養家族数等の個人属性情報)、W(源泉徴収に関する情報)が、それぞれどの主体から得られているのか、という基準によって各種の課税方法を比較している。表1に示されている課税方法のうち、下のものほど源泉徴収義務者の機能に依存する度合いが大きくなる。また、実際には、これらの課税方法は、重複して適用されることも多い。

表1から分かるように、支払調書なしの確定申告方式は、給与に関する情報{X}を、それを開示したくないCからしか入手できないため、その実効性に限界がある(なお、本稿の事例では明示していないが、Bは、法人税の計算上、

支払給与Xを損金にできるので、{X}を課税当局に開示するインセンティブがある。)。また、年末調整方式については、Cの個人属性情報{n}をBから入手することになるが、プライバシーの問題はあるかもしれない。なお、Cは{n}をGに開示することで所得税負担が減少するので、開示のインセンティブはある。したがって、年末調整を伴わない源泉徴収方式にも一定の実効性はあると考えられる⁽¹⁰⁾。

表2：税の支払と情報提供

- ・課税当局（G）が、企業（B）又は納税者（C）から、どのように税の支払と情報提供を受け取っているのか？

課税方式	キャッシュフロー		情報フロー	
	B	C	B	C
確定申告	-	t(X-n)	-	{X, n}
支払調書	-	t(X-n)	{X}	{X, n}
源泉徴収*	W	t(X-n)-W	{X, W}	{X, n, W}
年末調整	t(X-n)	-	{X, n, W}	-

* 年末調整のない源泉徴収を想定している。

各種の課税方式において、GがBやCから、どのような税の支払を受けるとともに、どのような情報を受け取っているのかをまとめたものが、表2である。表2からも、支払調書なしの確定申告方式の実効性に問題があることが見て取れる⁽¹¹⁾。この実効性の問題は、情報フロー面では支払調書の導入⁽¹²⁾により、キャッシュフロー面では源泉徴収の導入により、対処することができる。しかし、源泉徴収に年末調整を組み合わせる方式は、Cに関するすべての課税情報をBに集中する必要があるため、適用範囲の限界とプライバシーの問題を生じるほか、CとGとの直接のやり取りをなくしてしまうことで、納税者意識の涵養を妨げるおそれがあるという論点もあるのかもしれない。

II 納税者番号導入の意義

納税者番号制度については、長い議論の歴史があるが、今後、その導入に向けた具体的検討が着実に進展していくのではないかと期待される。納税者番号が導入される場合には、プライバシー保護には十分配慮しつつも、番号の広範な利用(民間利用を含む)を可能にすることが望ましい。仮に、番号の利用範囲が厳しく限定されてしまえば、国民はそのメリットを十分

に享受することができない。また、今後、雇用の流動化が進展し、企業の年末調整だけに依存することが困難になった場合に備え、課税情報を効率的に収集・整理し、源泉徴収と並行して正確な課税・徴収を行うためのツールとして、納税者番号は重要な役割を果たすことが期待される。

納税者番号が導入される場合には、それが社会保障給付のためにも利用されることが望ましい。こうすることによって、納税者番号は課税当局が課税情報を効率的に収集して脱税などの不正を予防するために役立つ（税の捕捉率の向上）だけでなく、社会保障給付を受ける権利のある人が受けられない場合があるという、言わば、社会保障の捕捉率の問題への対処にも役立てることができよう。この点に関連して、「平成22年度税制改正大綱」においては、「社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。」との記載がある。

納税者番号の導入に関しては、個人のプライバシー保全の観点から、その導入に消極的な意見が出されることがある。しかし、現行の年末調整方式にもプライバシーの問題がある（特に、年末調整の実施のために、納税者がその詳細な個人属性情報を企業に提出することが求められている。）。また、納税者番号は各人ごとの課税と社会保障給付を正確かつ整合的に行うために必要であるばかりでなく、個人情報の自己管理という面からもその導入が期待される。すなわち、一元的な番号制度がないと、個人が自分の税負担や社会保障給付を包括的に把握することが困難であり、自己に関する情報の自己管理ができていないことになる。プライバシー保全の見地からは、どの機関にどこまで情報アクセス権を付与するかをきちんと定めるとともに、情報アクセス制限がきちんと守られているかどうかを第三者機関等によって監査する仕組みを構築することも必要となろう。仮に、このような前提条件が満たされ、プライバシー問題への対応が十分に行われるのであれば、納税者番号（という名称を用いるかどうかは別として、何らかの番号制）の導入を進めないという選択はもはやあり得ないであろう。

III 長期的観点からの検討

納税者番号が導入され、納税者の取引情報が課税当局によってかなり正確に把握されるようになった場合に、所得再分配政策の実効性や納税者のプライバシーの問題を踏まえつつ、どのような税と社会保障の一体改革が可能になるのか、という点について、若干の提案を試みたい。以下では、まず、地方自治体に情報を集中⁽¹³⁾して、地方自治体から社会保障給付を行う仕組みを提案し、その後、更に、所得税を完全に比例税化するという（かなり大胆な）提案を行ってみることにしたい⁽¹⁴⁾。

以下の提案を行うに当たって、本稿では、個人の情報を完全に集約できるのは、その本人のみであるべきだという価値判断を置いている。個人情報管理原則である。また、情報ネットワークにおけるデジタル情報を、納税者番号（あるいは社会保障番号）をもとに、個人別に整理することが可能になった場合、その技術を税・社会保障システムの効率化に利用すべきである、という価値判断も置いている。納税者番号が存在して、それを鍵に情報ネットワーク上に存在する個人情報を個人に集中することができれば、国税当局・地方自治体等⁽¹⁵⁾の機関がそれぞれに必要な情報のみを当該個人から収集する⁽¹⁶⁾ことで、各個人からの公的負担（税・社会保険料負担等）の徴収や各個人への公的給付（社会保障給付等）が、効率的に、かつ、プライバシーの問題を引き起こすことなく実現できるであろう。

図6：地方自治体への情報集中(1)
(キャッシュフローのイメージ図)

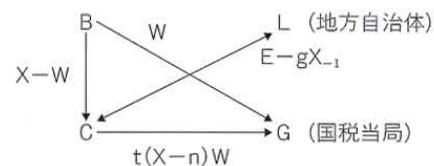


図7：地方自治体への情報集中(2)
(情報フローのイメージ図)

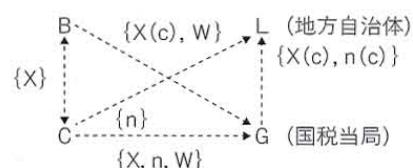


図6と図7を参照されたい。ここでは、Iで検討した「サラリーマンCが企業BからXの給与支払を受け、税率t、控除額nで計算される所得税額 $t(X-n)$ を国税当局Gに納税する」という状況に、地方自治体Lを加え、Lは地方税（住民税は、税率gの比例税で、1年前の所得をもとに課税されるものとする。）を課すとともに、Eの水準の社会保障給付を行う、という前提を置いている。図6と図7は、情報{X, n}をLに集中させるという前提で、キャッシュフローと情報フローのイメージ図を描いたものである。個人属性情報{n}も含めて地方自治体に集中することは、現行の仕組みにおいて既に「住民基本台帳」という形で地方自治体が住民の個人属性情報を把握しているという状況とも整合的であろう⁽¹⁷⁾（なお、実際には、住民税に関しても源泉徴収が行われるべきであるが、図6、図7においては、住民税の源泉徴収に関するキャッシュフロー・情報フローは明示されていない。）。

まず、国税（所得税）は、Bから源泉徴収される⁽¹⁸⁾が、その後CはGに申告・納付して、本来の所得税額と源泉徴収額の精算を行う。CがGに提出した情報{X, n}は、Lに送付され、Lはその情報をもとに、社会保障給付額Eを算出⁽¹⁹⁾し、住民税額 gX_{-1} との差額⁽²⁰⁾を給付（又は徴収）する（ここでは、住民税はCから直接徴収されることになっている。課税の実効性のためには、現行制度のとおり、Bから徴収する仕組みとすべきであろうが、前述のとおり、この点は図6、7には明示されていない。）。所得水準の低い納税者には、当然、給付が生じる⁽²¹⁾。この給付は、前年の所得と扶養家族数などの情報に基づいて計算され、国税が毎月源泉徴収されるCの口座に毎月給付することも可能であろう。

図6、図7の方式は、納税者Cの勤務する企業が複数であっても、機能し得る。例えば、CがB1とB2の二つの企業からそれぞれX1, X2の給与を得ていた場合、Gは二つの企業から源泉徴収を行うとともに、Cの全所得（ $X1 + X2 = X$ ）に関する情報をLに通知する。また、GがCの全所得を把握できる以上、所得税

図8：地方自治体への情報集中(3)
(国税の比例税化のイメージ図)

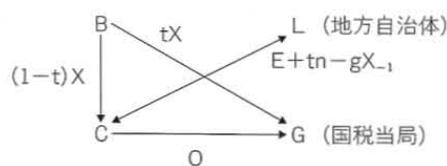
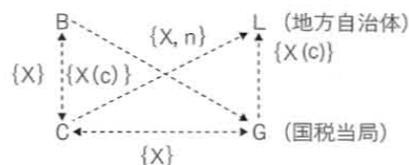


図9：地方自治体への情報集中(4)
(国税比例税化と情報フロー)



率を累進的に設定することも当然のことながら可能である。

さらに、構想を一步進めて、国税（所得税）を比例税とした場合のキャッシュフローと情報フローが図8と図9に示されている。国税（所得税）は比例税（税率一定で所得控除もない。）であるから、簡単な源泉徴収で完了し、サラリーマンCは国税当局Gには申告も納税もする必要がない。もちろん、事業所得者については、GはXに相当する情報を得られないからGへの申告が必要である。Gは法人⁽²²⁾と事業所得者からの申告によって、給与所得者への給与所得支払金額をその納税者番号とともに把握することになる。Cは、地方自治体Lに対して、所得と扶養家族に関する情報{X, n}を提出し、住民税との精算後の給付を受ける。

図10：地方自治体への情報集中(5)
(比例的な国税・地方税の一括徴収)

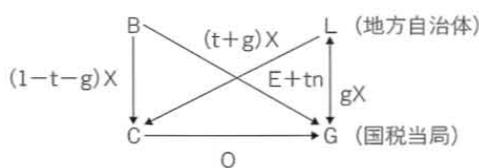


図8、図9では、国税における控除はなくなるが、それに相当する金額の給付（ $t \times n$ ）がLからCに支払われる。この結果、所得税の控除を、基礎控除も含めて「給付つき税額控除」とするのと同じ効果が生じる⁽²³⁾。図8、図9のような仕組みでは、低所得者への給付は効率的にできても⁽²⁴⁾、高所得者に累進的な課税を行うことが困難になるかもしれない。その場合は、一定以上の高額な給与所得者に関しては、

完全な比例税ではなく、一定の割増税率を適用する仕組みを導入することもあり得る（この場合も、あくまで、特定の事業所における給与支払金額のみに依存して割増税率を決めるので、事後的な調整は必要になる。）。また、図10のように、国税当局が地方税部分も含めて源泉徴収することも考えられる。この源泉徴収率を十分高くセットすれば、地方自治体Lは基本的には、給付（低所得者には比較的大きな金額、中所得者には比較的小さい金額の給付）を行って、少数の高額所得者についてのみ、給付額をマイナスにする（追加的に徴収する）という仕組みも考えられる。

以上のような仕組み（特に、図8以下の仕組み）は、あくまでも、納税者番号制度などのインフラが整った前提での、長期的な観点からの提案であって、近い将来に導入できる可能性があるものではないであろう。また、図6～図10で示した提案においては、個人情報地方自治体に集中することになるが、地方自治体の職員も当該自治体の住民であることから、国の機関の場合よりもかえってプライバシー保全上の問題が深刻になる場合があり得る、という懸念もあり得る。さらに、実務的・政治的な問題点も数多くあると考えられる。しかし、たとえ様々な問題を含んでいたとしても、これらの提案が、情報システムと税・社会保障の機能を基本的観点から検討する際の何らかの手がかりになることがあり得るならば幸甚である。

なお、2008年より介護保険料に加えて、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の公的年金からの引き落とし（特別徴収）が導入された。また、2009年10月より、個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）が開始された⁽²⁵⁾が、これらは、社会保険庁と地方公共団体の情報システムの一定の接続を背景として実現したものであり、税と社会保障の一体改革に向けての動きとして、積極的に評価することができよう。今後、このような動きが更に促進され、より完全な一体化によって、国民の利便性の向上と行政効率の改善が実現することが望まれる。

IV 結語：税と社会保障の一体改革と情報

情報の問題は政府の活動の効率化の上で極めて重要であり、情報技術と情報ネットワークの活用は、税と社会保障の一体改革を実現するための大きな鍵である。なぜなら、情報システム（情報技術と情報技術の活用を可能にする社会的インフラ）の活用によって、所得再分配政策の実効性を向上させる、言い換えれば公平性の実現に向けてのプロセスを効率化しかつ簡素化させることができる可能性が開けるからである。その際、納税者番号の導入が大きなポイントとなる。納税者番号の導入に向けての検討は、今後急速に具体化していく可能性があるが、納税者番号の意義を「給付つき税額控除」の導入といった小さな論点に結びつけなければならない必然性はない⁽²⁶⁾。

納税者番号（あるいは社会保障番号）は、税と社会保障の一体改革とプライバシーの問題も含めた電子政府のあり方という大きな枠組みで検討すべき課題であり、納税者番号のシステムは、税と社会保障の一体改革に資する汎用的な機能を実際に発揮できる仕組みとして構築すべきである。その際にも、企業（源泉徴収義務者）からのキャッシュフローによって徴収の実効性を確保するための手段としての源泉徴収は引き続き重要な役割を果たしていくであろう。しかし、納税者番号が導入されて以降の年末調整のあり方については、情報やプライバシーの観点から抜本的に見直すこともあり得るのではないか。また、一般に、課税ポイントを個人ではなく、企業とすることは、徴収の効率性の観点だけでなく、個人のプライバシーを当局から保全するという観点からもこれを評価することができよう。他方、社会保障給付に関しては、各人が自己の判断で個人情報を当局に開示して給付を請求するかどうかを決めることができるのであるから、個人情報の自己管理という観点と整合的であろう。

各人の租税負担額や社会保障給付額の決定には、各人の取引情報とともに、個人属性情報が必要となる。これらの情報がネットワーク上に

存在し、各人に付された納税者番号によって収集・管理できるとすれば、その主体は当該個人であるべきであろう。納税者番号は、各人が自分の個人情報を収集・管理する手段として捉えることができるのである。もちろん、当該個人以外の機関に対しては、個人情報へのアクセス制限を設けることがプライバシーの観点から必要である。プライバシーの問題をクリアしつつ、実効性のある税・社会保障システムを機能させるためには、課税に必要な取引情報を課税当局に集中し、源泉徴収をできるだけ利用して徴税の確保を図るとともに、各人が自分の管理下にある個人属性情報を提出することで、税額の精算と社会保障の受給を行える仕組みが望ましいと考えられる。この場合、個人情報を扱う機関に対する第三者による監査の仕組み（チェック体制）を整えておくことも重要であろう。

* 本稿は、2009年12月に開催された第4回所得課税検討委員会（アコード租税総合研究所）における報告をもとにしたものである。本稿の作成において、所得課税検討委員会でごいただいた多くのご意見やコメントを参考にさせていただいた。言うまでもなく、本稿に残り得る誤りについては筆者の責任である。

〔参考文献〕

- ・ Graetz, Michael J. (2008), *100 Million Unnecessary Returns: A Simple, Fair, and Comprehensive Tax Plan for the United States*, (Yale University Press).
- ・ Kaplow, Louis (2008), *The Theory of Taxation and Public Finance*, (Princeton University Press).
- ・ 「平成22年度税制改正大綱」(平成21年12月22日)
- ・ 森信茂樹・小林洋子(2009)「記入済み申告制度：納税者利便のための納税者番号の活用」『国際税制研究』第22号
- ・ 吉村典久(2009)「給付つき税額控除と所得控除」『税研』第145号
- ・ 渡辺智之(2001)『インターネットと課税システム』(東洋経済新報社)
- ・ 渡辺智之(2007)「取引と勘定：情報の観点からの課税方式分類の試み」『ジュリスト』No. 1329
- ・ 渡辺智之(2008)「所得税額はマイナスになりうるか？：いわゆる「給付つき税額控除」の問題点」『租税研究』2008年9月号
- ・ 渡辺智之(2009)「納税者番号と税・社会保障の一体改革」『租税研究』(2009年11月号)

〔注〕

- (1) 給与についての情報 {X} は、金額Xだけではなく、その金額が給与所得であること、支払時期、支払者 (B)、受取者 (C) についての情報も含む。ここでは、表記の簡潔性を重視して、これらをまとめて {X} と表示している。扶養家族についての情報 {n} に関しても、同様であり、扶養家族の数についての情報だけでなく、その年齢等の情報も含む。
- (2) 一般には、支払請求権と情報アクセス権は、PとQが互いに持ち合っていた方が（すなわち、実線と点線の矢印の向きが逆である場合の方が）、課税システムの実効性は高くなると考えられる。
- (3) 図2の情報フローの図において、BからGへ流れる情報が {X(c), n(c)} と、(c)が付されているのは、Gにとって、情報がCから来た場合はそれがCに関するものであることが分かるのに対し、B経由で来る場合は、その給与や扶養家族に関する情報がCのものであることが明示されている必要があるからである。
- (4) 同申告書は、その年の最初の給与を受ける前日までに「給与の支払者」に提出することが求められている。
- (5) また、配偶者の所得水準によっては、配偶者特別控除の適用のされ方も異なってくるが、これについては別途「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の提出による情報提供が求められる。
- (6) なお、年末調整に伴う情報の流れについては、GからBへの流れも重要な機能を果たしている可能性がある。例えば、毎年の税制改正に関する情報は、Gから源泉徴収義務者であるBに対して、「年末調整説明会」といった形で伝達され、これによって、個々のCに詳細な情報を伝えなくても正確な課税が実現できる、というメリットがあるのかもしれない。したがって、仮に将来、年末調整を廃止とした場合には、このような情報の流れによる効果が期待できなくなるので、所得税制の簡素化に対する要請は一層高まることになる。
- (7) アメリカにおける給与所得の源泉徴収はおおむねこのようなものではないかと考えられる。
- (8) 情報フローに関しては、源泉分離課税と消費税の間に類似点がある。課税方法としての両者の類似性については、拙稿(2007)を参照されたい。
- (9) なお、図5に示されているように、支払調書は利子の支払についてもあり得る。アメリカではこのような仕組みを前提に、利子への総合課税 (CからGに {X, R} の情報フロー (申告) があり、(X+R) 全体への課税が行われる。) が可能になっている。このような総合課税の実効性を支えているのが、BやFからGに送付される (電子化された) 支払調書及びそれらを突合するための社会保障番号制度である。
- (10) この他の課税方式として、北欧諸国などで導入さ

れている「記入済み申告」方式があるが、これについては、森信・小林（2009）及び拙稿（2009）を参照されたい。

- (11) したがって、申告納税方式をとらざるを得ない事業所得課税については、その実効性にどうしても限界がある。
- (12) 支払調書が導入された場合、GはBから得る支払調書（源泉徴収票）とCから得る確定申告書情報を突合することができる。さらに、もし、納税者番号が源泉徴収票と申告書に記載されていれば、突合作業は効率的になる。さらに、これらの情報が電子化されている場合には、突合作業は、ほぼ自動的に行えることになろう。
- (13) 地方自治体が集中できる情報は、あくまでも当該自治体の住民に関する情報であり、全国レベルの情報ではない。しかし、地方自治体による個人情報保有に対しても、警戒は必要であろう。その場合、地方自治体による情報の保有・利用状況に関しては、住民による自己の個人情報管理を可能にするための仕組みを導入するとともに、地方議会等が監査機能を果たすことが求められよう。もちろん、情報セキュリティについての配慮も必要である。
- (14) なお、「平成22年度税制改正大綱」では、「社会保険料徴収の機能を国税庁に統合して、歳入庁を設置する方向で検討を進める」旨の大胆な方針が打ち出されている。
- (15) このほかに、社会保障当局があり得る。今後、国税当局と社会保障当局の機能が統合されて「歳入庁」となることもあり得るが、その場合でも、長期間の個人情報を保有する公的年金部門や医療に関する個人情報を保有する公的医療保険部門は、プライバシー保全の観点からは、情報システム上は何らかのファイヤーウォールで守られるとともに、適切なガバナンスの仕組みを導入する必要はあろう。
- (16) ただし、所得情報のように、個人が当局に積極的に開示するインセンティブのない情報については、極力、源泉徴収義務者をはじめとする第三者から情報収集できるようにすることが必要である。
- (17) 「住民基本台帳」のデータを活用すれば、社会保障給付額Eの水準を、個人の所得でなく、世帯の所得に結び付けて決定することも可能である。
- (18) この場合の源泉徴収額は、給与水準のみに依存し、納税者の個人情報に基づかない、概算的な金額であるものとする。したがって、Cは、自己の個人情報{n}を、Bに対して開示する必要はない。
- (19) Eの算出に当たっては、Lが固定資産税課税から得る資産情報を考慮することもあり得る。また、Eの給付と固定資産税を相殺することや、国民年金保険料等を相殺することも可能であろう。
- (20) 現行制度では、住民税は1年前の所得をもとに課税されているので、Xに-1の添え字をつけている。
- (21) 納税者番号の存在により、低所得の住民も、地方自治体によってすべて把握されているから、低所得

であるにもかかわらず給付が得られないことはないはずである。

- (22) 所得税の確定申告義務は、プラスの税額が存在する場合に生じる（所法120条1項）のであって、納税額がなければ確定申告の義務はない。還付を受けるための申告（所法122条）や確定損失申告（所法123条）は、申告書を「提出することができる」とされているのであって、提出の義務はない。これに対して、法人税の確定申告は赤字法人であっても提出しなければならない（法法74条）。
- (23) 所得税から所得控除をなくしてしまうことには、問題があるかもしれない。この点については、吉村（2009）を参照。
- (24) 低所得者でも、プラスの所得があれば所得税の源泉徴収を受けるが、それ以上の給付金が同じタイミングで支給されるようにすれば、問題はないであろう。
- (25) ただし、介護保険料が年金から引き落とされていない場合や引き落とされる個人住民税額が老齢基礎年金の額を超える場合は適用されない点で、まだ不完全なものである。
- (26) 「給付つき税額控除」の考え方そのものについては、拙稿（2008）でその問題点を指摘した。